

「普遍的価値の証明」研究会等 中間報告 (令和6年度・令和7年度)

令和8年9月11日
「普遍的価値の証明」部会

1 はじめに

本部会では、世界遺産登録に必要な四国遍路の「顕著な普遍的価値」(Outstanding Universal Value)の証明を行うため、平成22年度から専門家を招き、会議を開催して検討を続けている。

本報告は、令和6年度及び令和7年度において、令和4年度及び令和5年度の検討内容(参照:『「普遍的価値の証明」研究会等中間報告(令和4年度・令和5年度)』)を踏まえ、継続して議論した内容や、新たに検討したものの論点や見解を中間報告としてまとめたものである。

なお、「顕著な普遍的価値」は、世界遺産登録の直前まで検討を続けるものであり、この内容はあくまでも現時点の見解を取りまとめたものである。

2 体制・経過

「普遍的価値の証明」は、前記のとおり平成22年度から検討を開始しており、平成30年度からは、四国遍路に関係する各分野の専門家で構成する「普遍的価値の証明」研究会と、世界遺産の専門家で構成する「顕著な普遍的価値の証明」検討会を合同で開催している(委員は参考1参照)。会議では、オブザーバーの文化庁担当調査官の助言を受けながら、検討を進めている。

令和6年度から令和7年度に開催した会議の概要は、下表のとおりである。

なお、令和7年度に普遍的価値の根拠となる近世史料の調査研究を行うため「四国遍路関係資料調査研究会(近世部会)」を設置し、その調査研究を進めた。

令和 6年度	8月8日	第1回 検討会(オンライン併用会議) 報告(1) 世界遺産委員会報告 (2) 世界遺産登録推進事業の現状報告 (3) 令和5年度第2回研究会等の概要報告 協議(1) OUV案の検討 (2) 構成資産分類項目一覧(札所・遍路道)
	2月14・15日	第2回 研究会・検討会(オンライン併用会議) 現地見学 第81番札所白峯寺・第82番札所根香寺・根香寺道 協議(1) OUV案の検討 ① 2.b 歴史と発展 ② 3.1a 総合所見 ③ 3.2-1 比較一覧 ④ 3.3 顕著な普遍的価値の言明 (2) 構成資産一覧
令和 7年度	7月25日	第1回 研究会・検討会(オンライン併用会議) 報告(1) 世界遺産委員会報告 (2) 世界遺産登録推進事業の現状報告 (3) 令和6年度第2回研究会等の概要報告 協議(1) OUV案の検討
	12月24日	第2回研究会・検討会(オンライン併用会議) 協議(1) 資産構成について (2) (2.b)歴史と発展(案)について (3) 札所・遍路道における丁石等一覧について

(論点)

3 四国遍路の普遍的価値に関する構造

四国遍路の価値に関する構造をより明確にするため、価値、特質、アトリビュートの図示化を試みた。これまでに議論された四国遍路の価値の特質を精選し、その機能的部分と形態的部分を捉えアトリビュートを特定した。このような検討を行い、その顕著な普遍的価値を論理的かつ整合性をもって導き出すよう試みた（参考2参照）。

なお、この検討結果については、今後、特質の妥当性や、文章表現などについて検討を進めるとともに、価値の捉え方の変化が生じた場合、再度整理していく必要がある。

4 SOUV 摘要部分の検討

四国遍路が世界遺産となるためには、OUV (Outstanding Universal Value) 「顕著な普遍的価値」を持つことを証明する必要があるとともに、世界遺産の登録基準に該当し、かつ完全性と真実性の条件を満たすほか、構成資産などの保存管理が適切に行われていることを説明しなければならない。この資産が世界遺産一覧表に記載されるに至った場合、その判断を示した SOUV (Statement of Outstanding Universal Value) 「顕著な普遍的価値の言明」は、準備段階から作成されることが推奨されており、現在その冒頭部分の資産の概要（特徴や歴史と変遷など）をまとめた「摘要」部分について検討を重ねている。

令和6・7年度の「顕著な普遍的価値の言明」については、その内容や方向性については、令和4・5年度中間報告における「顕著な普遍的価値の言明」と相違はなく、現在の四国遍路の「普遍的価値」において一定の水準に到達したものであるとしている。世界遺産委員会などにおける海外からの有識者の目を意識した形式に則り、概要等の説明を記載した。その特徴については「信仰の形」、「信仰を支えた地域社会による社会インフラ」、「広域から受け入れた社会的救済の場」という3つの項目に整理し、それぞれについて詳細に叙述した。

第1に「信仰の形」として、最終的な目的地が決まっている多くの巡礼とは異なり、終着点を作らず、霊場（札所）・遍路道を周回し続ける形態である。また「同行二人」の言葉に象徴されるように弘法大師の修行の追体験をし、宗教・宗派、貧富を問わない個人による信仰など、四国遍路独特の巡礼形態を示している。

第2に「信仰を支えた地域社会による社会インフラ」としては、遍路道沿いの地域社会において、巡礼者を弘法大師と見立てて、食事や宿などの無償支援である「接待」を行うことにより功德が得られると考えた。そのため巡礼者は、四国遍路巡礼中は食事や宿を提供され続けることができた。このように弘法大師への共通の信仰に感化されることにより、巡礼者と地域社会が共済を目指す場として機能した。

第3に「広域から受け入れた社会的救済の場」としては、四国遍路の信仰形態は藩という政治・統治単位を超え、貧富や宗教・宗派を問わず、どこからでも巡礼者を受け入れてきた。そのような巡礼者の内、安住の地を求め事情を抱えた人々をも受け入れるようになった。巡礼者が地域社会の支援を受けながら、島を歩き続けるというのが他の巡礼とは異なる点であり、島全体が一種の社会救済の場と機能していたと考えることができる。

今後も議論の進展に応じて随時変化していくことを前提としたうえで、上述の令和7年12月段階の SOUV 摘要案を参考3に掲載する。

5 海外有識者からの意見

令和6年度第2回普遍的価値の証明研究会において、インド世界遺産委員会代表のシカ・ジェイン氏を迎えて、これまでの検討内容、特に現段階における四国遍路の「顕著な普遍的価値」案につ

いてご意見を伺った。その結果、シカ・ジェイン氏からは「同行二人」という弘法大師の修行を追体験すると見立てて巡礼する点が、他資産において見ることができず、その信仰形態が非常にユニークであるとの評価を得た。

6 構成資産候補について

世界遺産登録にあたっては、世界の人々にとっての重要な価値を簡潔に説明し、その物証となる不動産を構成資産として、それらを文化財保護法などの国内法で保護することが求められる。そのため価値の中心となる時代を定め、それに矛盾しない構成資産の選択が必要となる。現在、普遍的価値を証明する構成資産候補について関係者らと協議を進める一方、史跡指定が可能な札所や遍路道について各県や関係市町村が調査しつつ条件が整った資産の文化財指定を進めている。

また普遍的価値を証明する構成資産の保護措置に関しては、札所や遍路道の「史跡指定」だけではなく、「名勝」、「重要伝統的建造物群保存地区」、「重要文化的景観」など様々な保護手法について検討してきた。「重要文化的景観」については各県で具体的な候補地を挙げて検討を進め、重点地区の選定を行った。今後は、「重要文化的景観」を含めて、普遍的価値を証明する構成資産の保護措置を講じていく必要がある。

7 比較分析

他資産との比較分析について、『世界遺産条約履行のための作業指針』には「世界遺産に記載されているか否かを問わず、類似資産と推薦資産の比較を行うこと。この比較は、推薦資産がその他の資産との間に有する類似性や、推薦資産が卓越している理由を概説すること」とある。

四国遍路における他資産との比較分析を行う際、世界遺産に登録されている資産、各国の暫定一覧表記載資産を抽出対象とした。東アジア地域については世界遺産・暫定一覧表以外からも類似資産を対象とした。比較対象資産の選定方法については、1「多くの人が遠方から詣でる聖地がある」、2「聖地に至る特定の道がある」という2点に該当する資産を抽出した。その結果、世界遺産登録資産24件、暫定一覧登録資産3件、世界遺産・暫定一覧表以外の類似資産3件を抽出した。この抽出した資産と四国遍路との特質項目を比較し分析を進めた。

また令和6年に世界遺産に登録されたイタリアの「アッピア街道 レジーナ・ヴィアルム」を取り挙げ構成資産の状況の詳細な検討を行った。「アッピア街道」は構成資産が細切れ状となり、分断されている状態であるにもかかわらず世界遺産に登録されている点が、四国遍路の構成資産を考える際に参考になるものと考えた。

海外有識者であるインド世界遺産委員会代表のシカ・ジェイン氏からは、この比較一覧表に掲載されている資産以外に、アジアに多くの巡礼に関する資産があることや、比較項目にそれぞれの構成資産などを含めた比較分析を行うべきとの助言を得た。

参考1 委員一覧（令和6年度・令和7年度）

「普遍的価値の証明」研究会委員

氏 名	所属等	専門分野
金田 章裕 [会長]	京都府立京都学・歴史館長、京都大学名誉教授	歴史地理、文化的景観
大石 雅章 [副会長]	鳴門教育大学名誉教授	中世史
胡 光	愛媛大学教授	近世史
佐藤 正知	岐阜県文化財保護審議会委員	史跡 文化財保護行政
真野 俊和	元筑波大学教授	民俗学
モートン常慈	元徳島大学教養教育院准教授	四国遍路
藪田 貫	兵庫県立歴史博物館長（令和6年度）、関西大学名誉教授	近世史

「顕著な普遍的価値の証明」検討会委員

氏 名	所属等	専門分野
稲葉 信子	筑波大学名誉教授、 国際機関 ICCROM 事務局長特別アドバイザー 静岡県富士山世界遺産センター館長	建築史、世界遺産
清水 真一	徳島文理大学教授	建築史
西村 幸夫	國學院大學教授	都市工学、世界遺産

参考2 四国遍路の普遍的価値に関する構造

OUV

本資産は、日本の边境の島である四国島で発展した、世界でも類を見ないユニークな民間信仰による巡礼の形である。

聖者である僧侶の修行体験を迫体験する「同行二人」としての歩き遍路の慣習、地域社会が築き上げた支援ネットワークである接待システム、島全体が社会的救済の場（セーフティネット）となり、どのような背景を持つ巡礼者でも受け入れる寛容さにより、多くの人々を受け入れ、場合によっては島を出ることなく人生の最期まで巡礼できる大規模な巡礼路が形成されている。

価値の特性

1 信仰の形

- ・多数の霊場を巡り、どこから始め、どこで終わってもよく、周回し続けることもできる
- ・宗教・宗派を超え貧富を問わない多様な個人による「同行二人」という独特な巡礼の形

2 信仰を支えた地域社会による社会インフラ

- ・地域社会による巡礼者を弘法大師と見立てた相互救済の信仰の形
- ・地域社会に常態化した無償の接待

3 広域から受入れた社会的救済の場（セーフティネット）

四国遍路の信仰形態が藩を超え四国内に広がることにより、近世社会の諸課題の受け皿として一種の社会的救済の場（セーフティネット）として機能

札所（真言宗／他宗派）

堂・庵（遍路道沿）

遍路道

遍路墓

周回記念碑

接待所（痕跡）

接待碑

道標・丁石

参考3

四国遍路のSOUV 摘要 案 令和7年第2回研究会・検討会（令和7年12月段階）

（説明と歴史）

「四国遍路」は、多数の霊場（札所）とそれらをつなぐ遍路道（霊場（札所）数 xx、巡礼路総延長 xxkm）からなる文化遺産である。この文化遺産は、日本で4番目に大きな島である四国を取り囲むように発達した、民間信仰による大規模な巡礼の慣習を表している。

日本の政治や商業の中心地から隔離されていた辺境の島、四国では12世紀には海辺を巡る僧侶の修行の場が形成されていた。やがて霊場の固定化が進み、戦乱の世が終わり、幕藩体制が確立した17世紀後半には、多様な宗教・宗派を含む寺社が定まり、山間部や海岸部、集落などにある多数の霊場（札所）を巡る巡礼、四国遍路が確立した。その後、地域社会も組織的に関わるなど、巡礼の場や仕組みが次第に整えられ、四国遍路という独自のシステムが形成された。このような遍路道や道標、接待所などが保存されたことは、地域社会と共生してきた伝統の物証である。

四国遍路は、生活様式や交通手段の変化に対応しながら今日まで受け継がれ、外国人巡礼者の受け入れなど、海外にも知られるようになった。

（1 信仰の形）

四国遍路は、札所境内や遍路道沿いに残されている周回記念碑が示しているように、寺院や山頂など最終的な目的地が決まっている他の巡礼とは異なり、島に点在する多数の霊場（札所）を終着点に持たず、遍路道を周回し続ける独特な巡礼である。8世紀に四国で修行した高僧弘法大師の修行の追体験をして、その精神とともに円環状の遍路道を巡る。巡礼者の菅笠などの持ち物に書かれた「同行二人」という言葉は、巡礼者が弘法大師とともに歩む信仰体系を表している。また18世紀から19世紀にかけて、弘法大師と出会う巡礼の確認の場として宗教・宗派を異にする札所においても、大師堂が整備あるいは拡充され、本堂と大師堂の二つを併せて詣でるという巡礼スタイルが形成された。

（2 信仰を支えた地域社会による社会インフラ）

遍路道沿いの地域社会で発達したこのシステムも、この四国遍路のユニークな点である。巡礼者を受け入れる地域社会も、巡礼者を弘法大師と見立てて食事や宿などの無償の支援「接待」をすることで功德を得ると考えた。また札所や遍路道沿いに残る丁石、道標、接待碑などからも地域社会が巡礼者を支援したことを示している。このように、四国遍路は、弘法大師への共通の信仰に感化された巡礼者と地域社会が、共に救済を目指す場として機能している。

（3 広域から受け入れた社会的救済の場）

四国遍路は、藩の行政区域の中で、人々の移動が制限されていた17世紀以降の江戸時代に、貧富の差なく宗教・宗派を問わず、どこからでも巡礼者を受けて入れてきた。特に、17世紀の近世から19世紀の近代へと日本社会が進展していく中で、社会の成熟と多様化とともに増加していた、安住の地を求める事情を抱えた人々をも四国遍路は受け入れるようになった。このようなことは札所や遍路道沿いにのこされている、行き倒れの遍路を地域社会や札所寺院が埋葬した遍路墓が一例を示している。四国遍路では、巡礼者が地域社会の支援を受けながら、島を歩き続けるという巡礼スタイルにより、島全体が地域を離れた人々を受け入れていた。このことは四国遍路が他の巡礼と異なる点であり、島全体が一種の社会的救済の場（セーフティネット）として機能したと考えられる。

（エンディング）

本資産は、日本の辺境の島である四国島で発展した、世界でも類を見ないユニークな民間信仰による巡礼の証である。

高僧の修行体験を追体験する「同行二人」としての歩き遍路の慣習、地域社会が築き上げた支援ネットワークである接待システム、島全体が社会的救済の場（セーフティネット）となり、どのような背景を持つ巡礼者でも受け入れる寛容さにより、多くの人々を受け入れ、場合によっては島を出ることなく人生の最期まで巡礼できる大規模な巡礼路が形成されている。